

【委員会記録】

笠井委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(11 時 30 分)

これより、県土整備部関係の調査を行います。

この際、県土整備部関係の6月定例会提出予定議案等について理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】(資料①)

- 議案第 15 号 徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約の変更請負契約について
- 議案第 16 号 徳島県立盲学校・聾学校校舎改築工事のうち建築工事の請負契約について
- 議案第 20 号 訴えの提起について
- 報告第 1 号 平成 23 年度徳島県継続費繰越計算書について
- 報告第 2 号 平成 23 年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 3 号 平成 23 年度徳島県事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 10 号 損害賠償(道路事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 徳島南環状道路の部分開通について(資料②)
- 開発審査会への付議基準の改正について(資料③)
- 徳島県県営住宅集約化PFI事業について(資料④)
- 平成 24 年度入札・契約制度の改正について(資料⑤)
- 平成 23 年度における県内建設業者の県工事の入札参加・受注状況について(資料⑥)

海野企業局長(県土整備部長事務取扱)

それでは、県土整備部関係の提出案件につきまして、説明を申し上げます。

まず、お手元の資料の目次でございますが、今回、御審議いただきます案件は、その他の議案といたしまして、変更請負契約、請負契約、訴えの提起、平成 23 年度継続費繰越計算書、同じく繰越明許費繰越計算書、事故繰越し繰越計算書及び専決処分の報告でございます。

まず1ページ、変更請負契約でございますが、徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工に係る変更請負契約でございます。この工事につきましては、施工方法を見直したことに伴い、架設費を減額することができたことなどにより、2,819 万 7,750 円の減額変更をお願いするものでございます。

次に2ページ、請負契約でございますが、徳島県立盲学校・聾学校校舎改築工事のうち建築工事に係る請負契約につきましては、一般競争入札により、資料に記載の共同企業体が落札しております。

3ページ、訴えの提起についてでございますが、鳴門市撫養町岡崎の公共海岸において、不法占用している建物及び工作物が防潮堤改良工事の支障物件となっており、従来から粘り強く交渉を進めてきましたが、相手側から計画法線変更などの不当要求がなされているところです。同海岸の防潮堤の改良は、津波・高潮危機管理対策緊急事業の一環として早期に整備する必要があるため、今回、訴訟を提起して、土地の明け渡しなどを求めるものでございます。

次に、4ページ、平成 23 年度継続費繰越計算書でございますが、園瀬橋上部工架設事業につきましては、継続費により事業を進めており、平成 23 年度継続費予算現額の計欄2億 5,000 万円に対し、その3つ横の翌年度通次繰越額1億 5,000 万円が通次繰り越しとなったものでございます。

5ページ、平成 23 年度繰越明許費繰越計算書でございますが、平成 24 年2月定例会におきまして、繰越予定額の議決をいただいたところでございますが、その後も年度内の工事進捗に努め、それぞれお認めいただいた額の範囲内で繰越額が確定いたしました。

5ページから8ページにつきましては、一般会計における各課別の繰越明許費の状況を記載いたしております。

9課の翌年度繰越額の合計額につきましては、8ページの合計欄にございますとおり、153 億 6,114 万 1,441 円となっております。

9ページ、特別会計の繰越明許費でございます。

まず、公用地公共用地取得事業特別会計における繰越額は、翌年度繰越額欄に記載のとおり 1,897 万 7,000 円でございます。

また、港湾等整備事業特別会計における繰越額は 1,900 万円となっております。

10 ページ、平成 23 年度事故繰越し繰越計算書でございますが、一般会計では、表の中ほどの翌年度繰越額欄に記載しておりますとおり、繰越額は 2,160 万 3,500 円となっております。

これら繰り越しました事業につきましては、事業効果を発現できますよう、早期の完成に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

11 ページ、専決処分の報告についてでございますが、道路事故の損害賠償額の決定と和解に係る専決処分の報告について記載しております。三好市地内の県道山城東祖谷山線などで発生しました道路事故 15 件につきまして、12 ページまでに記載の賠償金額でそれぞれ和解が成立しましたので、専決処分を行ったものでございます。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、5点、御報告させていただきます。

第1点目は、お手元の資料(その1)でございますが、徳島南環状道路の部分開通についてでございます。

徳島市内の渋滞対策として、国土交通省において整備を進めております一般国道 192 号徳島南環状道路につきましては、来る7月8日より、徳島市八万町橋北の県道宮倉徳島線から徳島市八万町大野の一般国道 55 号までの 1.1 キロメートルの側道が開通することとなりました。今回の開通により、徳島県で整備している徳島東環状線に接続し、環状道路としての機能がより強化されることとなります。今後も、徳島南環状道路の整備促進に向け、国土交通省と協力してまいります。

第2点目は、お手元の資料(その2)でございますが、開発審査会への付議基準の改正についてでございます。

東海・東南海・南海三連動地震に備える防災・減災対策や産業育成の観点から、市街化調整区域における開発規制の緩和について検討し、開発審査会への付議基準の改正(案)を取りまとめたところでございます。この改正(案)につきましては、5月31日から6月29日までの間、パブリックコメントを実施しております。改正案の概要は、(1)市街化調整区域で、これまで特例的に許可対象としてきた医薬品製造業、電池製造業等の技術先端型業種に加え、新たにLED関連産業、環境・エネルギー関連産業、医療・介護・健康関連産業の成長分野に該当する業種を許可対象に追加すること、(2)市街化調整区域で、相当期間適法に利用された建築物のやむを得ない事情による用途変更について、工場、倉庫、小売店等、これまで同一用途内での変更に限っていたものを、他用途にも変更できるよう規制を緩和することでございます。今後、県議会での御議論や、県民の皆様からお寄せいただいた御意見などを踏まえ、徳島県開発審査会へ諮問し、8月中の施行に向けて作業を進めてまいりたいと考えております。

第3点目は、資料(その3)、徳島県県営住宅集約化PFI事業についてでございます。

県営住宅の集約化事業につきましては、平成24年2月の定例会におきまして、債務負担行為の御承認をいただいたところでありますが、その後手続を進め、PFI法に基づき、民間事業者の選定に係る入札を実施するための公告を6月11日に行い、事業の概要、応募に関する条件、落札者の決定基準などを公表したところであります。今後、応募者からの参加表明を受け付けて、入札価格や提案の内容について総合的に評価し、落札者を選定することとしており、年度内に本事業の契約締結をしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

第4点目は平成24年度入札・契約制度の改正についてでございます。

入札・契約制度につきましては、徳島県入札監視委員会・入札制度検討部会からの提言、県議会での御議論を踏まえ、お手元に御配付の資料(その4)のとおり改正いたしました。その主なものでございますが、1の地元企業の育成と適正な競争環境の整備といたしまして、発注件数や業者数の減少など、本県の公共工事の発注実態を踏まえ、等級別発注上限額や等級別業者数を改正するなどの格付の見直しを行うとともに、総合評価落札方式におきまして、新たに優良工事の部長表彰や新分野進出優良企業表彰を評価項目に追加するなど、制度の充実を図っております。また、2のダンピング防止対策の強化と競争性の確保では、コンサルタント業務などの最低制限価格について、適用範囲の拡大などを行っております。そのほか、県内企業の活用や企業負担の軽減につきましても推進することとしております。なお、今回の改正につきましては、格付の見直しなど、一部を除き5月1日から運用いたしております。入札・契約制度の運用に当たりましては、本県の厳しい経済情勢を背景とした地域経済の活性化や地域の雇用確保などに配慮しながら、今後とも検証を加え、不断の見直しに努めてまいりたいと考えております。

第5点目は平成23年度における県内建設業者の県工事の入札参加・受注状況についてでございます。

県発注の全工事の受注額の集計がまとまりましたので、資料(その5)のとおり、上位50社までを記載いたしまして、お手元にお配りしております。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井委員長

以上で、説明等は終わりました。

午食のため休憩します。(11 時 40 分)

笠井委員長

再開いたします。(13 時 07 分)

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

竹内委員

私は県土整備委員会が大好きで、やっと帰ってまいりました。よろしくお願いします。

きょう新聞に訴えの提起ということで載っていたのですが、みんなが努力して、いろいろ頑張っていたいて、コンクリートから人へという時代の中、その前から計画していた撫養港の震災対策についても国から多額のお金がつき、やっと着工したにもかかわらず、ふらちな暴力団という絶対に許すことのできないところが関与していたということをお聞きしたわけではありますが、マスコミ報道などによれば、交渉の過程において、この建築物所有者の親族である暴力団員により交渉に絡めた不当要求が繰り返されてきたということを知っております。

まずは津波・高潮対策として、大変な経緯を明かしていただいて、パイロット工事という重要な工事を行っているわけですが、今どの程度進捗し、どの程度残り、ふらちな人が不法占用しているのか。そこらのスケジュールについてちょっと伺いたいと思います。

志摩港湾空港課長

撫養港岡崎海岸堤防工事の概要について御説明いたします。

まず整備目的でございますが、撫養港の岡崎海岸において、既存の防潮堤が築造後 40 年間経過しており、亀裂や破損による津波や高潮に対する耐力が低下していることから、津波・高潮対策として防潮堤の改良を進めている工事でございます。鳴門市中心街を津波、高潮から防護し、県民の生命、財産を守る緊急性の高い工事でございます。事業計画でございますが、事業名は津波・高潮危機管理対策緊急事業、全体事業費として約2億 7,000 万円、事業期間が平成 20 年度から平成 26 年度、計画延長、全体延長でございますが 528 メートルでございます、平成 23 年度までに 436 メートルが整備済みでございます、残工事として 92 メートル残っておりますが、そのうち 80 メートルの区間において、不法占用により工事を中断している状況でございます。

竹内委員

528 メートルのうち 80 メートルが不法占用され、中断しているということでございます。

不法占用している物件が公共工事の支障となっている場合、通常は県が行政代執行をしますが、今回、民事訴訟で対応する理由について、ちょっとお聞きしたい。

志摩港湾空港課長

行政代執行でなく、なぜ民事訴訟をするのかという御質問でございます。

公共護岸を不法占用している建物の1つは昭和43年に築造され、非常に古く、築後40年以上経過した鉄骨づくりのスレートぶき2階建てでございます。外側の外見上の側壁の一部が取り外れていることや鉄骨の劣化を初め、倒壊の危険性が非常に高い建物でございます。この建物が、相手方の私有地と公共海岸にまたがって立地している状況でございます。行政代執行では、公共海岸に立地しております部分の撤去は可能でございますが、民地部分も含めた全面撤去までは難しい状況と思います。仮に建物の一部を撤去した場合、その後残された建物の倒壊の危険性が非常に高く、近隣住宅への二次被害なども予想されております。このため弁護士との協議を経まして、行政代執行ではなく、占有権に基づく妨害予防請求として、全面撤去を求める民事訴訟を提起することとした次第でございます。

竹内委員

これは弁護士と十分相談しないと、弁護士がまた暴力団におどされてはならないし、しっかりした弁護士さんでしょうね。

志摩港湾空港課長

弁護士は中田・島尾法律事務所でございます。

竹内委員

立派な弁護士さんですので、大丈夫だと思います。

最近、暴力団対策というのは法律でも非常に厳しくなっていて、やりやすくなっていると思いますが、やっぱり暴力団がいろいろなところで最後のあがきをしております。

県という公のところに対する不当要求というのはなかなか巧妙で、多分いろんな形でやってきていると思いますし、民事訴訟ですることの意義もよくわかりました。40年以上もたって、もう倒壊寸前だというお話も聞きました。とにかくこれは暴力団対徳島県の闘いなので、後ろには県民が控えています。我々議会も応援しますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

最後にふらちな連中と闘うトツとして、県土整備部長の決意と考え方をお聞きしたいと思います。

海野企業局長(県土整備部長事務取扱)

県民の生命に直結する今回の防災事業につきましては、中断することなく、進めていかなければならない案件であると考えているところでございます。このため、暴力団排除条例の基本理念にのっとりまして、監察局とも連携し、毅然とした対応で臨みたいと考えておりますので、今回、訴えの提起をさせていただきますし

て、できる限り早期の事業着手に努め、県民の安全・安心をしっかりと守っていきたいと思いますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

竹内委員

ぜひ本腰据えて頑張っていたきたい、心からエールを送りたいと思います。

もう一点、これもきょうの新聞に早明浦ダムの貯水率が 60%で取水制限にという記事が載っていました。毎年のことなのですが、利用者、水利権のある人たち、工業用水もそうですが、農業者中心に大変心配をしていると思いますので、このことについての今までの取り組み、これからのスケジュール、心配があるのかなのか、天気の話でなかなか難しいと思いますが、取り組んでいただかないといけない話なので、その辺を御説明いただきたいと思います。

重本河川振興課長

吉野川の早明浦ダムの取水制限に関する御質問でございます。

まず状況でございますが、早明浦ダムの貯水率につきましては、本日6月 13 日午前0時現在で貯水率が 66.3%となっております。平均値で言いますと 88%ですので、約 22%少ない状況でございます。また、早明浦ダムの上流における雨量の関係でございますが、ことしの2月から4月につきましては、平年を上回る降雨がありました。ただ、先月5月でございますが、平年に比べて 34%しか降雨がない状況でございます。また、今月につきましても本日 13 日0時現在でございますが、月半ばで 74.9 ミリということでございます。6月平均が 368 ミリの中、今月も小雨が続いている状況でございます。このような状況をかながみまして、今月6月5日、関係各課が集まりまして庁内会議を開いております。それをもちまして、11 日に四国地方整備局におきまして、吉野川水系水利用連絡協議会の幹事会を開催いたしました。この会におきまして、第1次取水制限、新規用水の 20%、未利用水の 100%の節水を提案されております。それを受けまして翌日 12 日でございますが、第1次取水制限についての決定と発表をさせていただいたところでございます。開始日につきましては、60%程度となる日からということで、実施日は 15 日以降となる見込みでございますが、現在、日はまだ決まっておりません。なお、取水制限を行わずに現状のままでありますと、7月上旬にも貯水率がゼロとなるというふうに聞いております。また、少しでもダムの延命化を図るため、本県におきましても自主節水について現在検討中でございます。

今後につきましても水の利用者、関係者の御理解を得ながら、吉野川水系水利用連絡協議会など、関係機関と連携しまして、渇水による被害の最小限化に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

竹内委員

いつものことですが、香川県への取水制限は割と軽い、ここらも頑張って、いろいろやってもらわないと、香川県はため池がたくさん残っていて、農業用水はほとんどいける。

昔、向こうはため池だけでいけた時代があるので、それは向こうの有利なところです。

今の説明ですと、香川県はため池が満タンなのに徳島県は枯渇する可能性があるので、だれが行くのか知りませんが、任に当たる人はもうちょっと香川県の現状、徳島県の現状というのをしっかり把握し、頑張っ

ていただかないと。吉野川の水を香川県に分けてあげているのですから、その辺もしっかり踏まえて交渉していただきたいと思います。雨が降ってくれることを望むだけですが、那賀川も同じような状況になっているのですね。今、自主制限をしておりますが、これもまた取水制限になるかもしれないということで、それぞれ大変ですが、徳島県も今までいろんな知恵を使って頑張ってきたし、何とか切り抜けてきたので、皆さん方もとにかく汗を流し、知恵を絞って頑張っていたきたいなというふうに思います。

長尾委員

私は徳島東環状線の阿波しらさぎ大橋に関連してお伺いしたいと思いますが、きょういただいた資料を見ながらちょっとお聞きいたします。

先日、阿波しらさぎ大橋が完成し、雨の中、とくしまマラソンがありましたが、大変なデビューをしました。その後の開通式に私も出席しました。以前、川内町で部分供用したときは雨でしたが、今回いいお天気で、すばらしい開通式だったのですが、問題はその開通式の後、大変な渋滞を来したということがマスコミでも報道されました。開通式のときの担当者の説明は、これは徳島市内の交通渋滞緩和のための橋ということだったので、一体何のための橋だったのかという素朴な疑問があります。

そこで、あの橋の事業費が幾らだったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

木具都市形成担当室長

ただいま、阿波しらさぎ大橋の事業費について御質問をいただきました。全体の事業費は 304 億円ということで完成しております。

長尾委員

304 億円という多額のお金、先行投資をしてつくった。市内の交通渋滞の緩和という目的でつくったわけでございます。

そこであれができる前、まだできていないときの国道 11 号の吉野川大橋における日交通量は何台だったのか。そして今、阿波しらさぎ大橋ができて何台シフトしたのか教えていただきたい。

木具都市形成担当室長

ただいま、阿波しらさぎ大橋の開通前後の交通量についての御質問をいただきました。

阿波しらさぎ大橋の開通前の国道 11 号、吉野川大橋の 12 時間交通量でございますが、12 時間交通量で 6 万 4,000 台の通行がございました。その後、開通後の 5 月 9 日の数字ですけれども、大橋開通により 5 万 2,000 台となっております。約 2 割が減少しております、その減少分に当たります 1 万 2,000 台が阿波しらさぎ大橋のほうにシフトしたものというふうな状況になってございます。

長尾委員

12 時間交通量が 6 万 4,000 台から 5 万 2,000 台になったということで、交通渋滞緩和のため、304 億円かけてつくった阿波しらさぎ大橋により、当初、県は何台シフトすると読んでいたのですか。

木具都市形成担当室長

県が推計してございます将来交通量につきましては、平成 42 年の交通量を推計してございます。この推計交通量の前提となるネットワークといたしましては、すべての環状道路や高速道路などの幹線道路が完成した時点の交通量ということで推計しており、このたびのような暫定交通量は推計しておりません。申しわけございませんが、御理解いただけますようよろしくお願いいたします。

長尾委員

暫定ではなく要は完成、全線開通したときは何台でしょうか。

木具都市形成担当室長

阿波しらさぎ大橋の将来交通量は、24 時間で2万 2,100 台と推計しております。

長尾委員

暫定で1万 2,000 台、全部できたら2万 2,100 台ということで、半分以上は通っていることになりましたが、要は 304 億円かけての事業効果が大事なのですが、現段階で事業効果についてどのような認識をされているのですか。

木具都市形成担当室長

事業効果について御質問をいただきました。

まず先ほどお示しましたように、国道 11 号の交通量が1万 2,000 台、約2割減少するということで、実際に利用されている方から朝の通勤が非常に楽になったという声をいただいておりますので、面的に見たとき、ある程度一定の交通渋滞緩和に寄与しているだろうというふうに考えております。

あと、まだこれからですけれども、いざ発災というときの緊急輸送道路としての機能、また津波発生時の一時避難場所としての機能、そして今大変ブームにもなっておりますマラソン、ウォーキングといった健康増進としての場といったいろんな機能が見込まれるものというふうに考えております。

長尾委員

今言われたとおりだと思いますが、3.11 以前であれば単なる外環状道路、市内の交通渋滞緩和という名目で結構だったと思います。しかし、今いみじくも言われたように、要は災害時の緊急輸送道路、緊急復興、復旧。例えば、最も津波被害が想定される県南部、たちまち今、日和佐道路ができた後、桑野道路、また福井道路、さらには牟岐バイパス、そしてそれにつなぐ鳴門から阿南までの高速道路といった高規格道路の完成が命の道として急がれる。鳴門から阿南までの高速道路の事業化について、鳴門から川内へのほうは進んでいます、要は川内からマリニピアを通して阿南までの高速道路。小松島市の一部でトンネルなどの事業化をしていますが、この沖州を通る高速道路は一体いつ完成するのか、改めてちょっと教えていただきたいと思います。

新居高規格道路課長

四国横断自動車道の整備についてでございます。

現在、NEXCO西日本が有料道路として鳴門JCTから徳島IC、それから徳島JCTから徳島東ICの整備を進めています。

まず鳴門JCTから徳島ICまでの間ですが、現在、工事を全面展開しておりまして、平成 26 年度をめどに整備を進めております。

それから徳島JCTから徳島東ICにかけましては、平成 31 年度を目標に整備を進めているところでございます。

長尾委員

今が平成 24 年度なので、平成 31 年度ならあと7年くらいですか。少なくとも鳴門から阿南までの高速道路というのは簡単にはできない。早くやってもらいたい、やるべきだと思いますが、今たちまち阿波しらす大橋はできたわけであります。この阿波しらす大橋、東環状線というのは単なる渋滞緩和だけではなく、南への緊急輸送道路。国道 11 号ないしは国道 55 号には幾つもの橋が並んでいて、大変古い橋、比較的新しい橋もありますが、そういったものがもし損壊、または通行不可能なことになれば、この東環状線というものは従来の計画プラス大事な役割が出てくるため、ここの全線開通は非常に大事だと思います。

今、交通渋滞対策で側道から上がるところを工夫されているわけですが、いわば小手先の対処ということで、少なくともあそこの高架を徳島から中洲の本通りのあたりまで、もっと言えば末広大橋につなげなければならぬ。そういったことを考えると、私は事業の促進というか完成が大事だと思うわけでございます。

阪神・淡路大震災が 1.17 にあって、3月には電車は復旧したが、国道2号の渋滞は、秋まで続いたとお聞きしました。人は電車で運べるけど、やっぱりいろんなものはトラックで運ぶ、道路で運ぶといった場合、まさにこの緊急輸送道路、また復旧・復興道路というものが大事だということが1つの大きな教訓であると思います。本来であれば、橋をかければ道路はもう通れる計画なのですが、今回の阿波しらす大橋の落成ではそれができなかった。したがって、南側の途中でとまっている高架を一体いつまでにやるつもりなのか、そのことをお聞きしたい。

木具都市形成担当室長

ただいま、末広・住吉工区における次の完成時期に関する御質問をいただきました。

現在、整備を進めております末広・住吉工区につきましては、道路が橋梁形式のため多額の建設費用が必要となること、また県が防災・減災対策を第一に施策や事業を展開しており、これらの事業との調整が必要ことから工事の進め方や工期について検討を行っているところでございます。ということで、現時点で明確な供用時期をお示しすることはできませんが、まずは委員御提案の都市計画道路元町沖州線までの早期供用を目指し、鋭意努力してまいりたいというふうに考えております。

長尾委員

南部で災害が起こった場合、304 億円をかけた阿波しらさぎ大橋から南へ今すぐ通れないといったことを考えると、今の御答弁で県民の方は納得されるのか。一体いつできるかわからない。大変不安に思う。もちろん、県として防災・減災対策に努力されているのはわかりますが、その辺の県の姿勢というものを私はもっと強く県民に訴えるべきではないかと思うので、今の課長答弁と全く同じでなく、県土整備部長の思いはどうか、お聞きしたいと思います。

海野企業局長(県土整備部長事務取扱)

3.11 以降、委員御指摘のように、やはり命の道としての役割が大きくなったというふうに考えております。そういった意味で、この阿波しらさぎ大橋の南進につきましてもできる限りそういった観点で努力してまいりたいと考えているところでございます。

長尾委員

課長答弁の域から出ないわけであり、まことに残念なことですが、もちろん予算の問題など大変難しいと思うのですが、県が本当に防災・減災対策に全力を挙げるというのであれば、直ちにとは言いません。やる箇所は本当にいっぱいあると思いますが、次年度予算などの中で、ぜひ集中的な公共投資といったものをもっと検討していただきたい。従来の 3.11 前と 3.11 後とで予算のつけ方を抜本的に見直さなければならぬと思います。もちろん 3.11 があって、ことしの予算が決められているわけですが、今回のように開通したけれども事業効果が実際出ているのかどうかと思ったとき、もう一度検証し、予算を見直し、早く進めるべきだと申し上げておきたいと思います。

黒川委員

6月補正予算の中に安全・安心なリフォーム加速化事業というのがあります。助かる命を助けるということで一生懸命頑張ってきたと思いますが、これまでの耐震診断、耐震改修の実績を見たとき、決して満足できる結果ではないと思うわけであり、そういった中としても予算化し、木造住宅耐震改修支援事業をやろうということであります。3.11 以後、状況は大きく変わったように私は認識しておりますが、県内における民間住宅を旧耐震と新耐震に振り分けた場合、どうなっているのか。そして旧耐震に対して耐震診断を受け、耐震改修を行った実績はどうなっているのか、教えていただきたい。

松田建築指導室長

木造住宅の耐震改修に関する御質問でございますが、まず徳島県下で新耐震と旧耐震の住宅戸数がそれぞれ何戸あるのかという御質問でございました。

平成 20 年に実施されました住宅・土地統計調査に基づく推計になりますが、県下の住宅総数は、空き家を除きまして 29 万 7,000 戸ほどございます。そのうち木造住宅が 19 万 4,700 戸ございまして、新耐震と呼ばれる昭和 56 年以降に建築された住宅が 10 万 4,600 戸、それ以前に建築されました旧耐震の木造住宅が 9 万 100 戸ございます。

平成 16 年度以降、木造住宅の耐震化を図るということで私どもは取り組んでまいりまして、耐震診断につきましては、昨年度末までに9万 100 戸のうち1万 212 戸の実績となっております。

また耐震改修につきましては、従来の本格的な耐震改修ということで、住宅全部を新耐震と同等の耐力にすることを本格改修と呼んでおりますが、本格改修により 695 戸が改修されています。

あと、例えば住宅全部を改修するのは工事費もかなりかかるということで、せめてふだんお住まいになる時間の長い1部屋でも改修しようという簡易な耐震改修を平成 23 年度から実施しております。これを住まいの安全・安心なりフォーム支援事業と申しますが、簡易な耐震改修による改修戸数が 66 戸ということになっております。

黒川委員

旧耐震と呼ばれる昭和 56 年5月 31 日以前の基準に該当するのが9万 100 戸、そのうち 3,000 円の個人負担が要る診断が1万 212 戸、本格的な改修が 695 戸という数字が出たわけですが、今度の 3.11 以後の耐震では、とてもではないが新耐震の木造住宅でも危ないのではないかとすることを仄聞するわけです。昭和 56 年6月 1 日以降の新耐震の強さは、震度ではどのくらいになりますか。

松田建築指導室長

新耐震基準、建築基準法に基づきます建物の強度と震度との関係というのはなかなか難しく、具体的に同じ震度であったとしても建物が建っている地盤の状況、建物の規模、形状などによりまして、揺れやすさがそれぞれ異なりますので、1対1の対応というのが難しいというふうに考えております。ただ、国の中央防災会議におきまして、住宅の被害想定などをつくる際、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、木造住宅の全壊率が震度によってどのくらいあるのかデータをとっていて、それによりまして例えば震度7が起きた場合、新耐震ですと全壊率がおおむね 15%。ただそれが旧耐震になりますと 65%を超えるということで、新耐震であっても震度7に耐えられないということではないと考えております。

黒川委員

新耐震は震度6強のレベルであると話を聞くわけでありまして、今度の場合の震度7という基準であれば、具体的に新耐震でも 15%倒壊するということのいわれであると思います。そういう意味で考えたら、例えば東海・東南海・南海三連動地震、南海トラフの問題でも知事は新しい基準で特別措置法をつくり、補助金のアップやいろんな問題をやらなければいけないということを国へ要望すると言っています。それならば、新耐震の木造建築といえども震度7となったら倒壊の問題があるとしたら、これはここで結論が出る話ではありませんが、国へ対して震度7に耐えられるような建築基準法の改正といった問題を惹起していかなければならないのではないかと思いますのですが、どうですか。

松田建築指導室長

国に対し、耐震性について要望すべきではないかという話でございまして、建築基準法と申しますのは、すべての建物において守られるべき最低の基準であるというのが大原則でございまして、国におかれまして

も住宅の品質確保に関する法律などによりまして、より高度の耐震性を備えた住宅などについては推奨してございます。ですから、何も建築基準法ぎりぎりの数字で建築しなさいということではございませんので、現時点で国に対して要望するという考えは持ち合わせておりません。

黒川委員

これは助かる命を助けるという話にはならないのではないかと思いますのですが、一級建築士などの話によりますと、一般的に新耐震は大体震度6強を目安にしている中、今度の震度7ということになれば、国に対してしっかりと強めたほうがいいといった意見を言わないといけないと思うのですが、今の室長答弁でしたら国へ対して何も言わない、言う必要はないということですか。

松田建築指導室長

言う必要がないというのとはちょっと違うのですが、国の制度の組み立て方として、最低これだけは守ってくださいというのが建築基準法のレベルであろうかと思ひまして、御施主さんの考えなど、いろいろあると思います。それ以上の耐震性を備えた住宅をどんどん供給していきましょうというのが国の大きな考え方だろうと思いますが、そういった制度の組み立てがなされてますので、建築基準法の基準を上げるように国に対して要望するという考えは持っておりません。

黒川委員

ここで押し問答をしても時間の無駄でありますので、もう少し別の観点で言います。

徳島県下8市15町1村の中で、建築基準法に基づく建築確認申請を出さなければならない面積は、徳島県内の市町村の行政面積に対してどれぐらいありますか。

松田建築指導室長

例えば一般的な木造2階建てといったような住宅につきましては、建築基準法に基づき、建築する前に県なり徳島市なり民間確認検査機関なりに建築確認申請の書類を出していただき、審査を受けるという手続が必要となところが都市計画区域内と徳島県知事が指定したエリアというふうになっております。徳島県知事が指定したエリアと申しますのは、各市町村の字指定をいたしてありまして、面積については今ちょっと手持ちの資料はありません。徳島県下の面積が41万4,533ヘクタールに対し、都市計画区域内の面積は6万2,341ヘクタールでございます。

黒川委員

都市計画区域は6万2,341ヘクタール、県全体の面積が41万4,533ヘクタールということは、何と県内8市15町1村の中に占める都市計画区域における建築確認申請を出すところの面積が15%なんです。一般的に建築確認申請を出すのが当たり前だというふうにみんなは思っていますが、県内の15%の地域しか建築確認申請を出していない、例えば東みよし町ではゼロです。三好市でも旧池田町の一部。ということは、建築確認申請を出さなくてもいいところが面積的には圧倒しています。旧耐震も新耐震も関係なしに建築確

認申請を出さない地域が圧倒的な面積を占めているのが県内の住宅地の状況です。そこには大工さんが開口率をどうしよう、いろいろな金具をどうつけるかというのほとんど影響はない。影響はないというよりは勝手にできるというのが県内の状況であります。三好市 722 平方キロメートルの中の 16 平方キロメートル、すなわち三好市の 2.2%だけが建築確認申請を出さないといけない、そうしなければ家の工事は着工できないということになっている。こういう問題を考えたとき、旧耐震、新耐震という議論はするけれども、もう少し現場に踏み込んだとき、そういった状況にある。そうした中、今度の震度7と今の建築基準法の耐震基準が大体震度6強という問題、震度6強と震度7というのは 0.5 の差ではないのですね。相当な違いがあると思うのですが、いかがですか。

松田建築指導室長

気象庁の震度は計測震度に基づいて制定されておりまして、例えば震度6強でございますと震度 6.0 から 6.5 までは震度6強のエリアとされております。震度7につきましては、計測震度 6.5 以上ということで設定をされております。震度7が最大のランクでございますので上限はないということです。

黒川委員

地震に対する相当な大きさの違いがあるそうですが、その辺についてどうですか。

松田建築指導室長

申しわけございませんが、計測震度による建物に働く力が震度6強と震度7とでどれくらい違うのかということについては、手元に資料を持ち合わせておりません。

黒川委員

私は、震度6と震度7とは相当違う、単に 0.5 という話ではないという話をいろいろな現場で聞きました。そうした中、3.11 以降の震度7に対するマグニチュードは 9.0 となっています。東海・東南海・南海三連動地震などに対して助かる命を助けるということになれば、国に対してもそういった耐震性の強化と同時に今、県内で耐震改修は進んでいないため、もっと補助率をアップするといった方策をしなければいけないと思います。今までどおりの 3.11 以前とその後とでは違うという取り組み方の強化をしなければ、これまで六、七年かかって耐震診断が1万 212 戸、実際改修したのが 695 戸しかできていない。平成 24 年度は何戸を予定しているのですか。

松田建築指導室長

平成 24 年度で予算をつけていただいているのは、耐震診断につきましては 2,500 戸、耐震改修につきましては、本格的改修と住まいの安全・安心なリフォーム支援事業を合わせまして 500 戸ということで予算化をしていただいております。

黒川委員

耐震診断が 2,500 戸、耐震改修が 500 戸と言いますが、7年間で 695 戸しかできていない。ことし 500 戸やれるのかと聞いて、やりますと言ったら終わりですが、本当に大変な数字だと思います。毎年毎年予算化しては、ニーズがなかった、ニーズはあるのですができなかったということで繰り越しになるのですが、本当に安全・安心なリフォームを加速化しなければならない。加速化と書いていますよね。加速化というのは今までのスピードと違うということになるのですが、本格改修など 500 戸、それは確かにこれまでの7年間に相当するぐらいの予定をしているのですが、それが一遍にできるような加速化が本当にあるのかどうか。できなかったらだれが責任をとるのですかという話にはならないと思いますが、これ大丈夫なのでしょうか。

松田建築指導室長

私ども東海・東南海・南海三連動地震の発生が逼迫化する中、建築物、特に木造住宅の耐震改修に急いで取り組まなければならないと認識しておりまして、耐震改修を実施していただいていない旧耐震の住宅にお住まいの方に対して私どもが戸別訪問を行い、耐震診断をどうぞ受けてくださいというふうな説明をこれまでしてまいりました。先ほど申しましたように耐震診断を受けていただいた方が1万戸以上、改修まで移られた方が 700 戸弱ということでございますので、今年度からは、耐震診断は受けられたけれども耐震改修に至っていない方をメーンターゲットといたしまして、そういった方に戸別訪問を行い、耐震改修事業の説明、ダイレクトメールの発送、耐震改修への意向調査などを実施したいと思っております、それによってできるだけ多くの方が耐震改修に進んでいただけるように努力してまいりたいと考えております。

黒川委員

これまでは進んでいなかったが、一生懸命加速化するとのことですので、頑張ってもらいたいということをお願いしておきますが、問題は先ほど言ったように建築基準法に基づく確認申請を出すエリアというのが圧倒的に少ない中、徳島県内の木造住宅は旧耐震であろうが新耐震であろうが行われているという状況を見たら、新耐震といえども危ない状況にあるのではないかという思いが私の中にあります。そういう意味で考えたとき、私は旧耐震、新耐震を取っ払い、とりあえずやり方を考え、そして新耐震の基準よりは震度7という状況まで踏み込んで、なおかつ特別措置法ができればそれに対する補助率のアップなどいろいろあるので、旧耐震だから耐震診断、耐震改修しますという状況ではないということをきょう初めてお話ししました。ぜひ 3.11 前後の違い、そしてなおかつ建築確認申請を出さなくてもいいところが圧倒的な面積を占めているということも踏まえ、今後も助かる命を助けるということをやってもらいたいわけですが、最後に部長のほうから答弁をいただいて終わります。

長野次長

木造住宅の耐震改修についての御質問でございます。

先ほど松田室長のほうからお答えしましたように、現在の徳島県内でも旧耐震の木造住宅が9万戸ほどと非常に多くのストックがあります。阪神・淡路大震災のとき、この旧耐震でつくられた木造住宅、これにつきましては中破以上した住宅が 64%程度、新耐震の住宅はその3分の1程度であり、耐震基準により壊れ方によりかなり差があるため、重点的に旧耐震の住宅の耐震改修を行っているところでございます。耐震診断につきま

しては、県内でも1万戸程度できたわけですが、改修までたどり着いていないという状況でございますので、今回の補正でもお願いしておりますが、新たな訪問だけではなく、以前に耐震診断まで受けていただいた方にもう一度訪問するなど、県としても耐震改修まで結びつくように取り組んでまいりたいと考えてございます。

黒川委員

私の質問の要旨に答えてないという思いがしますが、本当に旧耐震、新耐震どちらにしても頑張らないといけないし、県内の建築確認申請のエリアの実態も踏まえ、しっかりやってほしいと思います。

岡委員

関連で1点だけですが、先ほど黒川委員のほうから耐震診断を受けているのは1万212戸ですが、改修はほとんど進んでいないということでお話がありました。加速させて改修していくという決意をお聞きしたのですが、耐震改修が進まない最大の原因は何だと考えているのでしょうか。

松田建築指導室長

なかなかどれが最大の原因かというのは難しいかとは思いますが、例えば旧耐震の住宅ということになりますと、昭和56年5月31日以前に建てられた住宅ということになりますが、どうしても高齢者の方がお住まいになっている場合が多くございまして、当然そういった方にも地震で建物が壊れないように改修するというのが必要だというふうに御理解はいただくわけですが、例えば本格的に改修するとなると、その合間どこかに引っ越ししないといけないといった場合も考えられますので、そのためにそこまでしなくてもというふうなお考えの方が多いのではないかと思います。

岡委員

改修を加速させていくということなので、ある程度の原因がわかってなかったら、どのように改修を加速させていくのかわからないと思いますし、先ほどからおっしゃったように補助率を上げたら飛躍的にふえるのか、例えば全額出してあげたらやる人も多く出てくるでしょうが、今の補助率というのは何%なのかお聞かせください。

松田建築指導室長

ただいま徳島県で行っております耐震改修の補助でございますけれども、本格的な耐震改修につきましては、県市町村合わせまして60万円が補助金の上限になっておりまして、補助率が3分の2でございますので、90万円の工事をしていただくと補助金60万円が受け取ることができるということでございます。ただ、それ以外にも耐震税制がございまして、これにつきましては所得税の控除、固定資産税の減額というのがございますので、そういったものを含めると、今までの本格的な耐震改修の平均工事費を私どもで計算したところ、大体1軒当たり160万円ぐらいになるようですが、そのうちのほぼ半分は補助金として受け取ることができると考えております。

そして昨年度から実施しております住まいの安全・安心なリフォーム支援事業でございますが、これにつきましては県の事業で実施しております、県費 40 万円の補助金で補助率は2分の1なので、80 万円の工事をしていただくと 40 万円の補助金を受け取ることができるということでございます。ただ、住まいの安全・安心なリフォーム支援事業につきましては、今年度、かなりの市町村で趣旨に賛同していただいております、10 万円から 30 万円の上乗せ補助を市町村独自で実施していただいておりますので、そういったものを含めますと、50 万円から 70 万円の補助金になるということで、かなり負担金額が減ることになると思います。

それから先ほど申しました耐震改修に進まない方への対処を考えないと委員がおっしゃりましたが、これにつきましては住まいの安全・安心なリフォーム支援事業ですと簡易改修ということで、建物全体に手を入れるということではなく、例えば自分の寝室なんかに耐震シェルターを入れ込むというような工事でも補助対象となりますので、そうした場合は非常に引っ越しの手間なども要らないということで、取り組んでいただきやすい制度になっているのではないかと考えておまして、できるだけ住まいの安全・安心なリフォーム支援事業を中心として、耐震改修を進めてまいりたいというふうに考えております。

笠井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(14 時 08 分)